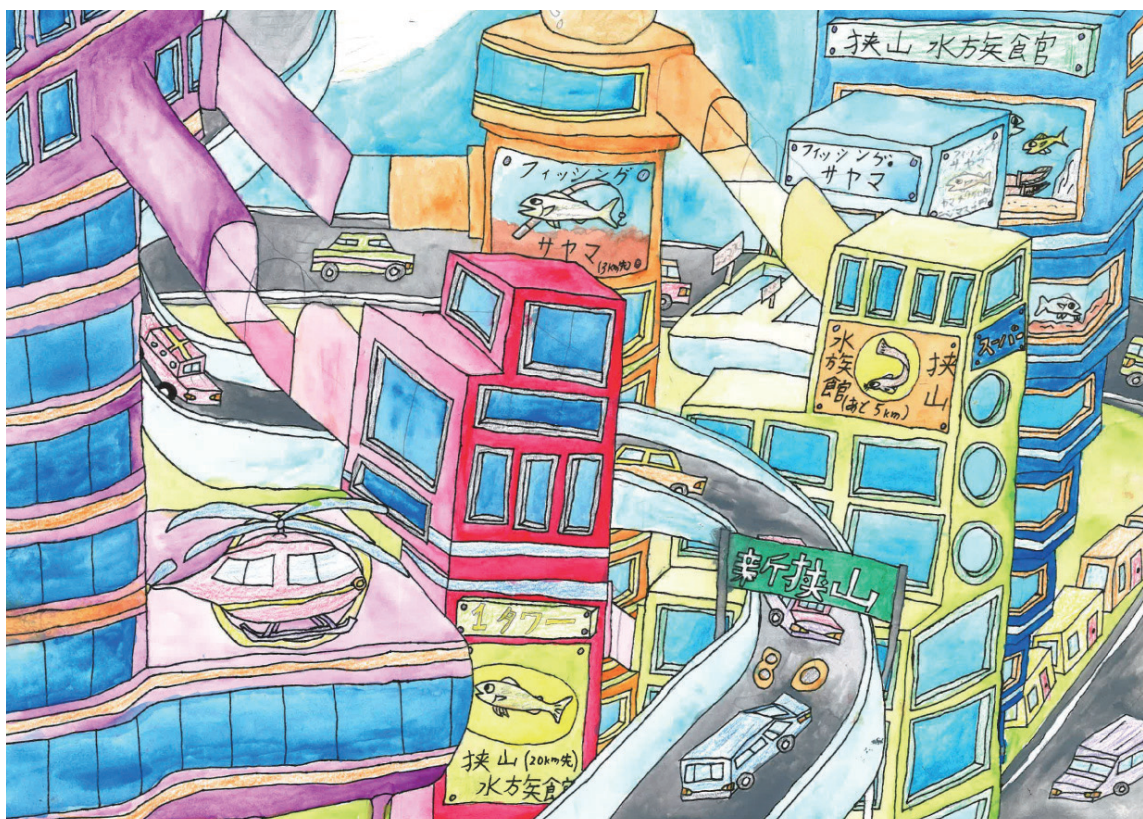


第3章 都市基盤

～快適な都市空間を形成するまちをめざして～

市内小中学生から募集した「将来、私が住みたいまち」（標語・絵）最優秀作品



(南小学校 5年)

「埼玉で一番活気があるまち」

(入間川小学校 6年)

第3章 都市基盤 ～快適な都市空間を形成するまちをめざして～

| 章 | 番号 | 節 | 番号 | 施策 | 番号 | とりくみ | |
|-------------------------------|----|--------------------|----------------|-----------------|----------------------|--------------------|-----------------|
| 都市基盤 ～快適な都市空間を形成するまちをめざして～ | 1 | 地域の拠点を核としたまちづくりの推進 | 23 | 都市機能の向上 | (1) | 中枢拠点の整備 | |
| | | | | | (2) | 地域拠点の整備 | |
| | | | | | (3) | 各地域の整備 | |
| | | 2 | 安全で快適なまちづくりの推進 | 24 | 道路ネットワークの構築 | (1) | 都市計画道路の整備 |
| | | | | | (2) | 都市計画道路を補完する一般市道の整備 | |
| | 25 | | | 公共交通の充実 | (1) | 鉄道輸送の利便性の向上 | |
| | | | (2) | バス輸送の利便性の向上 | | | |
| | | 3 | 水道・下水道の整備 | 26 | 住みよいまちづくりの推進 | (1) | 市民と進める都市(まち)づくり |
| | | | | | (2) | 住宅団地などのリニューアルの促進 | |
| | | | | | (3) | 都市景観の形成、保全 | |
| | | | | | (4) | 良質な宅地開発・建築の誘導 | |
| | 27 | | | 安全で快適な道路環境の整備 | (1) | 道路の安全性の確保 | |
| | | | (2) | 歩行者や自転車の通行空間の確保 | | | |
| | | | (3) | 放置自転車対策の推進 | | | |
| | | | 28 | 総合的な雨水対策の推進 | (1) | 雨水の流出抑制と有効活用 | |
| | | (2) | 河川などのいっ水防止 | | | | |
| | | 29 | 公園整備・都市緑化の推進 | (1) | 公園の整備と管理の充実 | | |
| | | (2) | 河川敷の有効活用 | | | | |
| | | (3) | 市街地の適切な緑化の推進 | | | | |
| | | 30 | 計画的な土地利用転換 | (1) | 中枢拠点の拡充に向けた土地利用転換の推進 | | |
| | | (2) | 工業系の土地利用の転換の推進 | | | | |
| | | 31 | 水道の整備 | (1) | 安全で良質な水の供給 | | |
| | | (2) | 安定的な給水体制の確立 | | | | |
| | | (3) | 経営基盤の強化 | | | | |
| | | 32 | 公共下水道の整備 | (1) | 污水管、雨水管整備の推進 | | |
| | | (2) | 持続的な施設機能の維持 | | | | |
| | | (3) | 経営基盤の強化 | | | | |

施策 23

都市機能の向上

施策の目指す姿

駅の周辺地区に、住宅や商業・業務機能などが集積することにより、まちが活性化し、市民が安全で利便性のよい生活を送っています。また、各地域では、人口減少や高齢化が進展するなかにも、地域コミュニティ機能が持続するとともに、日常の商業・福祉などの生活サービスが提供されています。

施策の現状

本市では、狭山市駅周辺地区を市の中核拠点とし、また、入曽駅、新狭山駅、稲荷山公園駅の周辺地区を地域拠点として位置付け、それぞれの地域にふさわしい基盤整備や地域環境の向上に取り組んでいます。

狭山市駅西口周辺地区については、市街地再開発事業などの整備により、駅前広場や市民広場などが完成し、狭山市駅周辺の活性化とにぎわいづくりに寄与しています。

狭山市駅東口地区については、関係者の協力により、土地区画整理事業が完了する見込みです。

入曽駅東口地区については、土地区画整理事業による整備に向けて、長年にわたり関係地権者との合意形成に取り組んできましたが、一部の地権者の理解が得られず、平成 25 年 5 月に事業化を凍結しました。

稲荷山公園駅周辺地区については、博物館などの公共施設が整備されていますが、残された国有地についても、平成 20 年度に策定された稲荷山公園駅周辺基地跡地利用計画に基づき、検討を進めています。

新狭山駅周辺地区については、土地区画整理事業や都市計画道路整備などにより市街地の基盤が整っています。

また、駅周辺以外の地域においては、各地区センターが地域住民の交流などの場になっており、各種店舗などの立地により、地区住民の日常生活における利便性の向上も図られています。

施策の課題

- 人口減少や高齢社会に対応したまちづくりを進めていくことが必要です。

主なとりくみ

(1) 中枢拠点の整備

- 狭山市駅西口周辺地区について、さらなる安全で利便性が高くにぎわいのある中心市街地の形成を実現するため、旧中央公民館等跡地を利活用し、まちの活性化に寄与するための施設整備を推進します。また、狭山市駅周辺地区から入間川に至る空間を連続的に捉え、回遊性のある都市空間の形成を推進します。
- 狭山市駅周辺の土地利用転換構想地区については、駅から徒歩圏内である立地を活かして、本市の中枢拠点整備を拡充していく上での土地利用転換を推進します。

(2) 地域拠点の整備

- 入曽駅周辺地区については、地元の機運や地権者の協力を踏まえたなかで、市南部の地域拠点として、安全で利便性の高いまちづくりを推進します。
- 稲荷山公園駅周辺については、稲荷山公園駅周辺基地跡地利用計画に基づき、基地跡地の有効活用や道路整備などを進め、都市機能を高めます。
- 新狭山駅周辺地区については、良好な都市環境の維持保全に努めます。

(3) 各地域の整備

- 駅周辺以外の各地域については、地域の特性を活かしながら、そこに居住する市民の日常生活が健全に営まれるように、開発許可等において日常生活に必要な物品販売店舗などの整備を促進します。

施策の成果目標

| 項目 | 実績値 | 目標値 |
|---|---------|---------|
| | 平成 26年度 | 平成 32年度 |
| 狭山市駅周辺において土地を高度利用した件数 (入間川 1・2・3丁目、祇園における5階建て以上の建築物の着工件数、平成 26年度以降の累計) | 2件 | 5件 |

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 狭山市駅周辺地区の公共公益施設を有効に活用しましょう。
- 駅を中心としたまちづくりへの理解を深めましょう。

施策 24

道路ネットワークの構築

施策の目指す姿

駅などの拠点を結ぶ道路ネットワークの構築により、本市の拠点間の交通の利便性の向上と安全性が確保されています。

施策の現状

本市の都市計画道路については、狭山市駅上諏訪線の整備が進められており、平成29年度中の完成が見込まれています。次期整備路線として選定した狭山市駅加佐志線を第1優先に、順次、笹井柏原線、菅原富士見台線についても、事業化に向け取り組んでいます。

その他の都市計画道路では、平成25年3月に東京狭山線（県道所沢堀兼狭山線）が市内全線開通し、平成26年5月には狭山市駅東口土地区画整理事業により、狭山市駅加佐志線及び菅原富士見台線の一部が通行可能となり、狭山市駅へのアクセスも向上しています。

また、道路ネットワークを形成する主要な幹線道路の整備を推進しています。

施策の課題

- 道路ネットワークの構築を推進するため、都市計画道路などの整備の推進が必要です。また、都市計画道路へのアクセス性を向上させるため、一般市道の整備も必要です。

主なとりくみ

(1) 都市計画道路の整備

- 狭山都市計画道路整備計画に基づき、整備路線として選定した優先4路線（狭山市駅上諏訪線、狭山市駅加佐志線、笹井柏原線、菅原富士見台線）の整備を推進し、道路ネットワークの構築を推進します。
- 県が整備の主体となる都市計画道路については、連携して取り組んでいきます。

(2) 都市計画道路を補完する一般市道の整備

- 都市計画道路を補完する一般市道については、拡幅などの道路整備を推進します。

施策の成果目標

| 項目 | 実績値 | 目標値 |
|---|---------|---------|
| | 平成 26年度 | 平成 32年度 |
| 都市計画道路整備率（規格整備延長 ÷ 計画延長 63,545m、これまでの累計） | 69.3% | 70.3% |

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 道路整備の効果への理解を深めましょう。

施策 25

公共交通の充実

施策の目指す姿

鉄道やバスなどの公共交通の充実により、だれもが移動しやすい交通手段が確保され、交通の利便性が向上しています。

施策の現状

本市の鉄道輸送については、西武新宿線及び西武池袋線の2路線が運行しており、一部の区間で未整備となっている複線化の整備や他線への乗り継ぎ改善による利用者の利便性の向上について、関係機関に要請しています。

他方、市内の移動は、民間事業者による路線バスと、それを補完する市内循環バスが運行していますが、一部にバス路線の不便な地域が残されています。

路線バスについては、路線の新設や既存路線の増便、運行時間の延長などを関係機関に要請しています。

市内循環バスについては、利用動向の調査や地域住民の意向などに基づき、運行形態やルートの見直しを行っています。

また、高齢者の移動を活発にするため、埼玉県西部地域まちづくり協議会*において、鉄道とバスの定額バスの実現に向けた取り組みを行っています。

施策の課題

- 市民の円滑な交通移動手段の向上のため、公共交通の充実が必要です。

*埼玉県西部地域まちづくり協議会とは

県の西部地域にある所沢市、飯能市、狭山市、入間市の4市により構成される協議会のこと。地域の特性を活かしたまちづくりの推進や共通の行政課題を解決するため埼玉県西部地域まちづくり計画(ダイアプラン)を策定している。

主なとりくみ

(1) 鉄道輸送の利便性の向上

- 関係機関に対し、鉄道輸送力の強化、他線への乗り継ぎ改善や駅施設の改善を引き続き要請します。また、高齢者を対象とした定額パスの実現を要請します。

(2) バス輸送の利便性の向上

- 関係機関に対し、バス路線の新設、既存バス路線の増便や運行時間の延長などを要請します。また、高齢者を対象とした定額パスの実現を要請します。
- 市内循環バスについては、定期的に利用者動向などを調査しながら、地域の実情に則した運行形態に見直します。

施策の成果目標

| 項目 | 実績値 | 目標値 |
|-------------|----------|----------|
| | 平成 26 年度 | 平成 32 年度 |
| 市内循環バスの利用者数 | 76,841 人 | 86,000 人 |

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 公共交通を積極的に利用しましょう。

施策 26

住みよいまちづくりの推進

施策の目指す姿

市民や事業者などの理解と協力により、安全で利便性の高い、良好な景観を備えたまちづくりが進んでいます。

施策の現状

本市では、狭山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針や狭山市都市計画マスタープランに基づき、快適で活力のあるまちづくりを進めています。

近年、昭和 40 年代から 50 年代に開発された住宅団地などでは、空き家が増加し、住宅の老朽化が進んでいます。

良好な景観の保全については、埼玉県景観条例により、一定規模を超える建築物に係る色彩などについて、市内全域が届出の必要な地域になっています。

施策の課題

- まちづくりへの市民の理解と協力とともに、良好な都市環境の形成が必要です。

主なとりくみ

(1) 市民と進める都市(まち)づくり

- 社会情勢の変化などに対応するため、都市計画マスタープランを見直します。

(2) 住宅団地などのリニューアルの促進

- 昭和40年代から50年代に開発された住宅団地を中心に、良好で安全な住環境の確保に向けて、空き家対策や老朽マンションの改修などを促進します。

(3) 都市景観の形成、保全

- 駅前広場や大規模公園、公共施設などは、景観に配慮し、良好な都市景観を形成します。
- 市民と行政が協働して、地域景観に配慮した屋外広告物の設置などを適正に誘導します。

(4) 良質な宅地開発・建築の誘導

- 地域の特性に応じた環境、景観の形成に向けて、市民の理解と協力のもとに、地区計画や建築協定などの活用により、良好な環境の整備や保全を促進します。
- 都市計画法や狭山市宅地等の開発に関する指導要綱に基づき、開発行為の適正な指導や誘導を行い、良好な環境の備った市街地の形成を促進します。
- 長期優良住宅などの、耐久性や省エネルギー性能を持つ住宅建設の促進に向けた啓発を行います。

施策の成果目標

| 項目 | 実績値 | 目標値 |
|------------------------|--------|--------|
| | 平成26年度 | 平成32年度 |
| 地区計画の指定地区数(平成6年度以降の累計) | 3地区 | 5地区 |

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 地域のまちづくりに関する理解を深めましょう。
- 良好な市街地の形成に向け、地区計画や建築協定などを活用しましょう。

施策 27

安全で快適な道路環境の整備

施策の目指す姿

道路の効率的な維持管理や計画的な整備により、車両や歩行者の通行の安全性や快適性が向上しています。また、放置自転車対策などにより、良好な道路環境が確保されています。

施策の現状

道路の整備については、安全性や利便性の向上を目的として取り組んでおり、そのなかで、歩行空間を確保するため、一般市道の整備に併せ、通学路などに指定されている道路を計画的に整備しています。

市民生活に欠くことのできない道路や橋りょうの維持修繕については、今後、老朽化が進むことにより多額の費用を必要とするため、予防保全型工事により長期的なコストを抑えた計画的な運用に努めています。

道路環境については、道路パトロールを実施し、不具合箇所の早期発見・早期修繕に努めるとともに、電柱などに貼られている違反広告物を除去し、景観の美化にも努めています。

放置自転車対策については、市内4駅周辺に9か所の自転車駐車を設置するとともに、各駅周辺に指導員を配置し、自転車の駐車指導・誘導を実施しています。

施策の課題

- 道路の安全性の確保や道路環境の保全とともに、老朽化が進む道路の効率的な維持管理が必要です。

主なとりくみ

(1) 道路の安全性の確保

- 一般市道の拡幅や交差点の改良工事を推進します。
- 老朽化が進む道路の調査・点検を行い、計画的な修繕を推進します。また、橋りょうの耐震化工事を推進します。
- 道路の不具合箇所の早期発見・修繕のためにパトロールを実施するとともに、良好な道路景観と通行人などの危険防止のため、違反広告物を除却します。

(2) 歩行者や自転車の通行空間の確保

- 歩行者や自転車の通行の安全性及び利便性を確保するため、歩道や歩行者のたまり空間などを整備するとともに、自転車通行空間の整備を推進します。また、都市景観に配慮し、歩道における緑の保全を図ります。

(3) 放置自転車対策の推進

- 自転車の放置に対する指導や誘導、市営自転車駐車場の整備を実施し、放置自転車対策を推進します。

施策の成果目標

| 項目 | 実績値 | 目標値 |
|------------|----------------------------------|----------------------------------|
| | 平成 26年度 | 平成 32年度 |
| 舗装の修繕工事の延長 | 15,916m (平成 22年度から平成 26年度の合計) | 17,500m (平成 28年度から平成 32年度の合計) |

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 生活道路や歩道の破損・不具合箇所を発見したときは関係機関へ連絡しましょう。
- 道路の清掃活動に協力しましょう。
- 自転車駐車場の有効利用などにより、自転車を放置しないようにしましょう。

施策 28

総合的な雨水対策の推進

施策の目指す姿

河川や水路の改修や雨水の流出抑制により、いっ水被害が解消され、安全で快適な環境が確保されています。

施策の現状

本市では、道路の改修やいっ水被害を抑止するため、河川や水路の改修を進めるとともに、雨水の貯留・浸透施設の普及を進めています。

しかし、近年の局地的豪雨の際には、宅地化に伴う雨水の浸透能力の低下により、河川や水路への負担が増大し、冠水被害もみられます。

また、安全な河川を確保するため、護岸未整備箇所の整備促進を県に働きかけています。

施策の課題

- 宅地化の進展により雨水の浸透能力が低下しているため、貯留や浸透施設の普及が必要です。また、降雨時の河川などのいっ水防止のため、河川や水路の流下能力の向上が必要です。

主なとりくみ

(1) 雨水の流出抑制と有効活用

- 民間開発にあたっては、雨水の流出抑制に関する指導を実施します。
- 雨水の有効活用を実現するためにも、雨水の貯留・浸透施設の設置を促進します。

(2) 河川などのいっ水防止

- 河川や水路の改修を計画的に実施します。
- 入間川や不老川の改修や調節機能の向上については、流域市町と連携し、関係機関へ要請します。また、関係部局と連携していっ水被害などの緩和を目指します。

施策の成果目標

| 項目 | 実績値 | 目標値 |
|--------------------------|---------|---------|
| | 平成 26年度 | 平成 32年度 |
| 雨水貯留施設の設置数(平成 12年度以降の累計) | 232基 | 362基 |
| 雨水浸透施設の設置数(平成 12年度以降の累計) | 393基 | 537基 |
| 水路の改修済延長(これまでの累計) | 1,723m | 1,936m |

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 事業者などは雨水流出抑制への理解を深め、協力しましょう。
- 雨水を宅地で処理するため、雨水貯留・浸透施設を設置しましょう。

施策 29

公園整備・都市緑化の推進

施策の目指す姿

市民の誰もが安全に利用できる公園が適正に配置され、また、魅力ある緑地が形成されています。

施策の現状

本市では、大規模な公園や入間川河川敷を有効活用した公園などを整備し、市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場として利用されています。

市街地の公園は、地域に応じた適正配置が求められています。既存公園では遊具や外柵など、公園施設の多くが老朽化による更新時期を迎えています。

河川敷の有効活用・治水の安全を推進するため、低水護岸の未整備箇所の整備促進について、管理者である県に働きかけています。

樹木の保存や生け垣に対する補助金などにより、宅地の緑化を促進するとともに、開発事業においては、適切な緑地の確保促進に努めています。

施策の課題

- 公園の適正な配置や緑地の適切な確保とともに、既存公園においては遊具などの適切な管理が必要です。また、貴重な入間川河川敷を市民の憩いの場として、さらなる有効活用が必要です。

主なとりくみ

(1) 公園の整備と管理の充実

- 市民の身近な憩いの場や、子どもの安全な遊び場、また、災害時には緊急避難場所となる公園の整備を図ります。
- 公園台帳の電子化や公園遊具などのリニューアルにより、公園の適正な管理を進めます。

(2) 河川敷の有効活用

- 入間川の河川敷は、都市に残された貴重な自然資源であり、生態系に配慮し多くの市民が憩える利用環境の整備を進めます。

(3) 市街地の適切な緑化の推進

- 樹木の保存、生け垣の設置補助金などにより、市街地における緑化を推進します。さらには、開発事業による新たな土地利用に際しては、緑化を指導します。

施策の成果目標

| 項目 | 実績値 | 目標値 |
|---------------------------|----------|----------|
| | 平成 26年度 | 平成 32年度 |
| 公園来場者数(智光山公園こども動物園入園者数) | 210,000人 | 217,000人 |
| 市民団体などによって管理されている公園緑地のか所数 | 113か所 | 116か所 |

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 自治会や市民団体による公園管理に協力しましょう。
- 公園は、多くの市民の憩いの場であるため、利用ルールを守りましょう。
- 緑化などの活動に携わるとともに、生け垣の設置を促進しましょう。

施策 30

計画的な土地利用転換

施策の目指す姿

土地利用転換構想地区においては、都市基盤の整備により、企業の立地が進んでいます。また、企業の立地などに向けた開発への取り組みが具体的に進んでいます。

施策の現状

企業立地を促進するため、圏央道狭山日高インターチェンジ周辺地域などは、狭山市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に基づいて、産業系の区域を指定するとともに、柏原北地区については、平成24年7月に市街化区域への編入が行われました。

狭山市駅東口土地区画整理事業区域に隣接する入間川地区については、狭山市駅から徒歩圏内であることから、都市計画道路の整備とともに、本市の中核拠点にふさわしい土地利用が期待されています。また、国道16号及び中心市街地に隣接する地区についても同様に、本市の中核拠点にふさわしい土地利用が期待されており、現在、地域医療支援病院の立地が進んでいます。

施策の課題

●市街化調整区域の見直しなどによる土地利用の転換が必要です。

主なとりくみ

(1) 中枢拠点の拡充に向けた土地利用転換の推進

- 狭山市駅東口土地区画整理事業区域に隣接する入間川地区では、その立地特性を活かし、都市計画道路の整備に併せ、農地や自然環境にも配慮しながら、主に、商業・医療・福祉などの都市機能の立地と、より駅に近接する区域については、住居系も視野に入れた中枢拠点の拡充形成を推進します。
- 国道16号及び中心市街地に近接する入間川地区では、地域医療支援病院の立地の促進とともに、産業系機能などを視野にいれた中枢拠点の拡充形成を推進します。

(2) 工業系の土地利用の転換の推進

- 圏央道インターチェンジの立地特性を活かし、狭山工業団地の東西への拡張を図っていくため、権利者の意向も踏まえながら基盤整備を進め、市街化区域への編入を推進します。

施策の成果目標

| 項目 | 実績値 | 目標値 |
|-------------------------------------|--------|--------|
| | 平成26年度 | 平成32年度 |
| 土地利用転換構想地区における整備面積 (平成26年度以降の累計) | 0ha | 30ha |

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 地域のまちづくりや土地利用のあり方などへの理解を深めましょう。
- 本市への新規企業立地及び市内企業の市内での既存施設の拡張を検討しましょう。

施策 31

水道の整備

施策の目指す姿

安全な水が安定的に供給され、渇水時や災害時などにおいても、給水体制が整備されています。

施策の現状

本市の水道事業においては、市民生活に欠くことのできない水道水の安全性を確保するため、水質管理体制を整備し、安全で良質な水道水を供給しています。

近年は、人口減少や節水意識の高まりなどにより料金収入が減少傾向にあるなかで、業務の効率化による支出の削減に努めるとともに、平成 25 年度からは、お客様サービスセンターを開設し、利用者サービスの向上を図っています。

浄水場、配水場及び管路などについては、更新と改良を計画的に進めるとともに、水道施設の耐震化も併せて実施しています。

平成 29 年度完了予定の稲荷山配水場更新事業では、省エネルギー機器や太陽光発電設備の設置により、環境への負荷の低減を図るとともに、鷓ノ木浄水場中央監視制御設備更新事業では、遠方監視設備の充実により、運転管理の効率化に取り組んでいます。

施策の課題

- 水道施設の更新・耐震化を進めるとともに、災害などへ対応するための危機管理体制の強化が必要です。また、将来にわたり事業を安定的に継続するため、業務の効率化による経営基盤の強化が必要です。

主なとりくみ

(1) 安全で良質な水の供給

- 適切な浄水処理と水質検査を通じて、水道水の安全性を確保していきます。

(2) 安定的な給水体制の確立

- 水需要の動向を見極めながら、水道施設の適切な能力を維持します。
- 県営水道に対して安定した県水の供給を要請するとともに、自己水源の維持と確保に努めます。
- 老朽化した浄水場、配水場及び管路などは、更新及び改良事業を実施するなかで、施設の耐震化を推進します。
- 遠方監視設備の整備を通じて、浄水場、配水場などの運転管理の効率化に努めます。
- 災害などに備え、応急給水拠点の整備や資機材を拡充するとともに、市民との協働による応急給水訓練などの防災訓練を推進します。

(3) 経営基盤の強化

- 漏水調査や老朽管の更新を推進し、有収率^{*}の向上を図るとともに、料金収納率を高め、安定かつ健全な経営に努めます。

施策の成果目標

| 項目 | 実績値 | 目標値 |
|-----------------------------------|----------|----------|
| | 平成 26 年度 | 平成 32 年度 |
| 老朽管の改良率（塩化ビニール管のダクタイル鋳鉄管への改良率、累計） | 18.1% | 62.8% |
| 有収率（年間有収水量÷年間配水量） | 94.8% | 95.0% |

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 水資源に限りがあることを理解し、適切な節水を心がけましょう。
- 災害時には、地域で協働して応急給水体制を推進しましょう。

※有収率とは

配水場から送られた水量と、各家庭や工場で実際に使用され、水道料金収入の対象となった水量との比率のこと。

施策 32

公共下水道の整備

施策の目指す姿

公共下水道の整備と適切な維持管理により、快適で安全・安心な生活環境が形成されるとともに、河川などの水質が保全されています。

施策の現状

本市の公共下水道は、平成 27 年度から市街化調整区域第 4 期整備事業に着手し、堀兼地区や南入曽地区などの污水管整備を推進するとともに、鶉ノ木地区と新狭山地区の雨水管整備を推進するほか、都市計画事業関連の整備に併せて雨水管整備を推進しています。未水洗化世帯に対しては、個別に実態調査を行うなど、水洗化促進の強化に取り組んでいます。

老朽化が進む下水道施設については、長寿命化及び地震対策を推進しています。

近年は、人口減少などにより、下水道使用料の大幅な増収が見込めないなかで、下水道の普及を促進するとともに、業務の効率化による支出の削減に努めています。

また、下水道施設は、市民生活にとって重要なライフラインであり、災害時にも施設機能を維持または早期回復することが必要不可欠であることから、平成 26 年度に下水道事業の業務継続計画※（下水道 BCP）を策定し、災害に備えた危機管理体制の強化を図っています。

施策の課題

- 公共下水道の計画的な整備と下水道施設の老朽化対策及び地震対策を講じるとともに、災害などへの危機管理体制を強化する必要があります。また、将来にわたり事業を安定的に継続するため、収支の均衡に向けた業務の推進や人口減少などの社会情勢に対応した下水道計画の見直しによる経営基盤の強化が必要です。

※業務継続計画とは

災害時などの資源が制約される状況下であっても、行政が災害対応などの業務を十分に果たせるように作成した計画のこと。

主なとりくみ

(1) 汚水管、雨水管整備の推進

- 河川などの水質を保全するため、市街化調整区域第4期整備事業として、堀兼地区や南入曽地区などの市街化調整区域における汚水管整備を推進します。
- 浸水被害の軽減と解消を目指して、鵜ノ木地区と新狭山地区の雨水管整備を推進するとともに、新たな土地利用にも対応した雨水管整備に努めます。

(2) 持続的な施設機能の維持

- 老朽化した下水道施設の更新や改良により、長寿命化を推進し、施設機能の維持強化を図ります。
- 下水道施設の耐震化を推進し、震災時に対応した施設機能の向上を図ります。
- 災害に備え、継続的に危機管理に関する訓練を実施します。

(3) 経営基盤の強化

- 不明水対策を推進し有収率*の向上を図るとともに、未接続世帯に対する個別指導などにより水洗化の促進に努めます。
- 使用料収納率を高めるとともに、下水道使用料の適正化や持続可能な下水道計画について検討し、安定かつ健全な経営に努めます。

施策の成果目標

| 項目 | 実績値 | 目標値 |
|--|---------|---------|
| | 平成 26年度 | 平成 32年度 |
| 市街化調整区域第4期整備事業の普及率(第4期整備事業の供用開始区域内人口/計画区域内人口、累計) | 0% | 95.0% |
| 有収率(年間有収水量÷年間汚水処理水量) | 82.8% | 87.0% |

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 公共下水道が供用開始されたら、速やかに接続しましょう。

*有収率とは

下水処理場で処理された汚水量と、各家庭や工場から実際に排水され、下水道使用料収入の対象となった汚水量との比率のこと。